

白岡市第3期地域福祉計画・白岡市第3期地域福祉活動計画 策定方針

1 目的及び背景

本市では、平成27年度に「誰もが安心して共に暮らせるまちに」を基本理念とした「白岡市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。その後、平成30年の社会福祉法改正において、地域福祉計画が地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉及びその他の福祉に係る共通事項を定める計画として位置付けられたことを受け、令和3年3月（令和2年度）に「白岡市第2期地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）」を策定しました。

「白岡市第2期地域福祉計画」の策定においては、「白岡市地域福祉計画」の基本理念及び基本目標を踏襲し、福祉分野における国の施策、社会情勢及び地域で潜在化している福祉課題に対応した計画とするため、具体的な取組内容を見直すことや「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」、「白岡市再犯防止推進計画」及び「白岡市重層的支援体制整備事業実施計画」を包含することを行いました。この計画に基づき、市では令和4年度に「福祉の総合相談窓口」及び「白岡市成年後見サポートセンター」の開設を実現し、重層的支援体制整備事業移行準備事業及び成年後見制度利用促進事業等の推進に取り組んできました。

また、白岡市社会福祉協議会では、令和3年3月に「白岡市第2期地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の担い手として市の福祉施策と連携した様々な取組を展開してきました。

「白岡市第3期地域福祉計画」の策定においては、地域で潜在化・複雑化しているあらゆる福祉課題に対応する計画とするため、関係法令並びに国、県及び市の関連する計画との整合性を保ち、地域における市民ニーズや現状を踏まえ、令和8年度以降の本市の福祉施策を定めることを目的とし、白岡市社会福祉協議会が策定する「白岡市第3期地域福祉活動計画」を包含した一体的な計画として策定します。

地域福祉とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に活かしながら、住民の福祉ニーズに応えていくものです。

2 計画の性格と位置付け

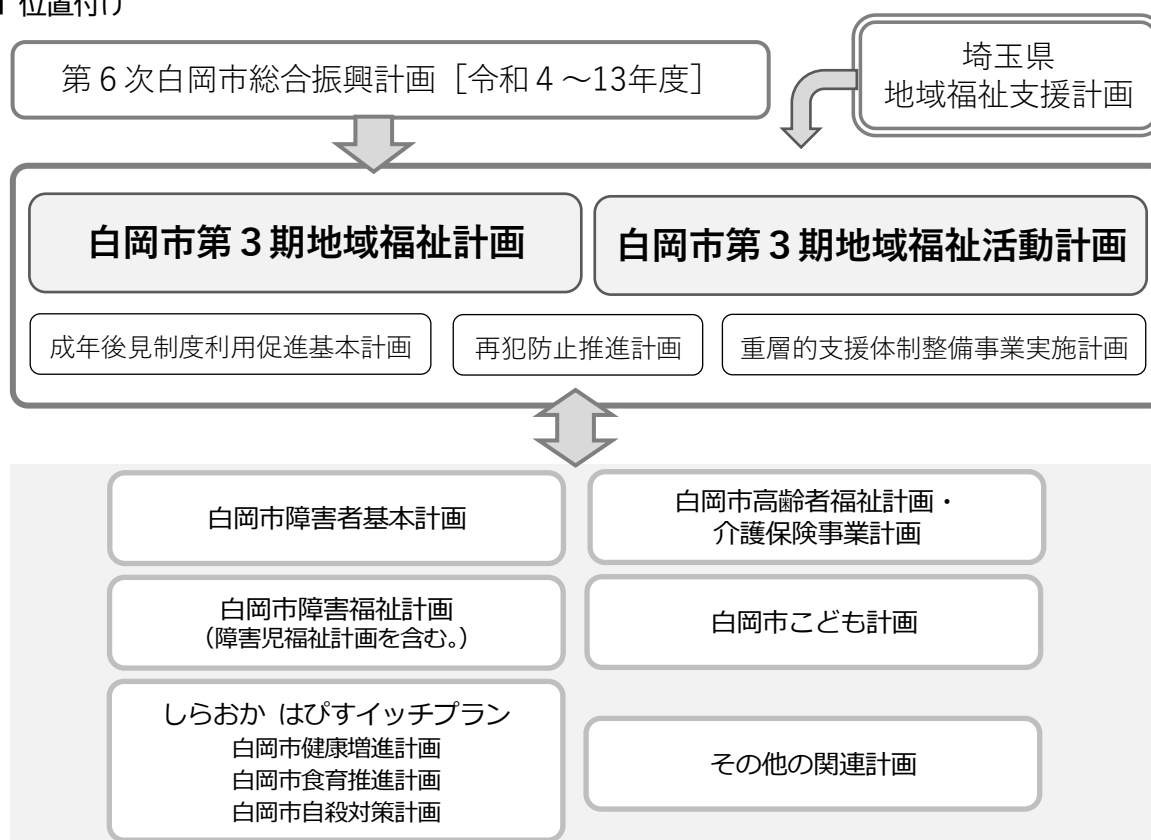
本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画は、市のこども計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画など、他の福祉の分野の上位計画であり、それらの個別計画だけでは対応が困難な市民の福祉ニーズや横断的な事項への対応を定めるものです。

■ 法的根拠

- 白岡市第3期地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 白岡市第3期地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく団体となる白岡市社会福祉協議会の計画です。
- 本計画には、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、及び孤独・孤立対策推進法第4条の規定に基づく孤独・孤立対策を含みます。

■ 位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画期間中に、社会環境や国・県の方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

< 白岡市地域福祉計画市民懇話会 >

本計画の策定に当たり、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する方や社会福祉に関する活動を行う方で構成する「白岡市地域福祉計画市民懇話会」を設置し、地域福祉に対する提言をいただきます。

また、本計画が白岡市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的な計画であることから、「白岡市地域福祉活動計画策定委員会」を兼ねるものとします。

< 庁内における検討 >

関係各課との意見交換を行い、取組内容の情報共有や今後の取組の方向性について確認します。

また、白岡市地域福祉計画庁内検討委員会を設置し、計画内容の協議・検討を行います。

< アンケート調査 >

市民の地域福祉に対する意識や現状を把握するため、広く市民を対象としたアンケートを令和6年度に実施しました。

また、福祉活動従事者として、民生委員・児童委員やボランティア団体、市内社会福祉法人へのアンケートを実施しました。

< ヒアリング調査（予定） >

久喜・幸手地区保護司会 白岡支部、久喜地区更生保護女性会白岡部会、
白岡市社会福祉協議会各支部

< パブリックコメント >

広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

実施期間（予定）	令和7年12月中旬 ～ 令和8年1月中旬（30日間）
----------	----------------------------

5 白岡市地域福祉計画市民懇話会 開催スケジュール

	開催日時（予定）	会議内容
第1回	令和7年7月15日（火） 午後2時～ はぴすしらおか 検診室	○委嘱状交付 ○会長及び副会長の選出 ○懇話会の役割 ○計画の概要 ○重層的支援体制整備事業について ○孤独・孤立対策について ○アンケート調査報告 ○今後の予定
第2回	令和7年8月18日（月） 午後2時～ はぴすしらおか 検診室	○地域課題の発表 ○活用可能な地域資源の確認 ○課題に対する解決策の検討 ○計画に定めるべき内容 ○今後の予定
第3回	令和7年9月予定	○前回会議の検討内容報告 ○提言書の決定 ○今後の予定
第4回	令和8年2月予定	○懇話会意見の反映結果 ○パブリックコメントの実施結果